第51号議案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案に関する知事への意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案に関する意見について、知事から意見を求められたので、次のとおり意見を提出する。

令和7年1月17日

滋賀県教育委員会

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案に関する意見について

格別の意見はない。

令和7年(2025年)1月17日 1月定例教育委員会 第51号議案関係資料

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部改正について

1 目的

刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行により、懲役および禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることに伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第28号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正内容

改正対象字句となる「禁錮」を<u>「拘禁刑」に改める</u>とともに、<u>必要な経過措置</u>を 設けることとします。

3 施行日

令和7年6月1日

※ 上記の改正を行うため、令和7年2月県議会において、給与条例の一部改正(知事部局一括改正)を行う。

議第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案 上記の議案を提出する。

令和7年 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 第1章 関係条例の一部改正

(滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例等の一部改正)

- 第1条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
 - (1) 滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和5年滋賀県条例第1号)第53条から第55条まで
 - (2) 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(令和5年滋賀県条例第6号)付則第5項および第6項
 - (3) 滋賀県公文書管理·情報公開·個人情報保護審議会設置条例(平成31年滋賀県条例第5 号)第25条
 - (4) 滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)第41条の5第2項
 - (5) 滋賀県行政不服審査会条例(平成28年滋賀県条例第19号)第13条
 - (6) 滋賀県青少年の健全育成に関する条例(昭和52年滋賀県条例第40号)第27条第1項
 - (7) 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例(平成31年滋賀県条例第8号)第27条
 - (8) 滋賀県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年滋賀県条例第4号)第21条から第23条まで
 - (9) 滋賀県遊泳用プール条例(昭和51年滋賀県条例第14号)第15条
 - (10) 滋賀県屋外広告物条例(昭和49年滋賀県条例第51号)第31条第1項
 - (11) 滋賀県自然環境保全条例(昭和48年滋賀県条例第42号)第34条第1項および第2項
 - (12) ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例(平成18年滋賀県条例第4号)第53条 および第54条
 - (13) 滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例(昭和54年滋賀県条例第37号)第29条から 第31条まで
 - (14) 滋賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年滋賀県条例第31号)第19条
 - (15) 滋賀県暴力団排除条例(平成23年滋賀県条例第13号)第24条
 - (16) 滋賀県迷惑行為等防止条例(昭和38年滋賀県条例第36号)第11条第1項および第2項、 第12条第2項ならびに第13条第2項

- (17) 滋賀県金属屑回収業条例(昭和31年滋賀県条例第58号)第4条第1号、第25条第1項第 1号、第28条および第29条
- (18) 滋賀県青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例 (平成13年滋賀県条例第64号) 第12条
- (19) 行進および集団示威運動に関する条例(昭和24年滋賀県条例第29号)第5条
- (20) 拡声機による暴騒音の規制に関する条例(平成4年滋賀県条例第46号)第9条第1項
- (21) 滋賀県琵琶湖等水上安全条例(昭和30年滋賀県条例第55号)第25条第1項および第2項 (滋賀県職員の分限に関する条例等の一部改正)
- 第2条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
 - (1) 滋賀県職員の分限に関する条例(昭和31年滋賀県条例第31号)第9条第1項
 - (2) 滋賀県職員退職手当条例(昭和28年滋賀県条例第24号)第13条第1項第1号および第5項 第2号、第14条の見出しおよび同条第1項第1号、第15条第1項第1号ならびに第17条第4 項
 - (3) 滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を 定める条例(平成25年滋賀県条例第25号)第3条第1項第11号ア(ウ)
 - (4) 滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例(平成17年滋賀県条例第112号)第18条第3項第3号および第4号

(滋賀県職員等の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 滋賀県職員等の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)の一部を次のように 改正する。

第20条の2第3号および第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第20条の3第1項第1号および第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(滋賀県職員退隠料および扶助料支給条例の一部改正)

第4条 滋賀県職員退隠料および扶助料支給条例(大正12年滋賀県令第29号)の一部を次のよう に改正する。

第7条第1項第2号中「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁錮」を 「拘禁刑」に改める。

第12条第3号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第18条第1項第2号中「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同項中第5号を第6号と し、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 刑法(明治40年法律第45号)第27条第3項(第2号ニ係ル部分ニ限ル)及ビ第27条の7 第3項(第2号ニ係ル部分ニ限ル)ノ規定ハ前号ノ規定ノ適用ニ関シテハ之ヲ適用セズ 第25条第1項中「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁錮」を「拘禁 刑」に改め、同条に次の1項を加える。 刑法第27条第3項(第2号ニ係ル部分ニ限ル)及ビ第27条の7第3項(第2号ニ係ル部分ニ 限ル)ノ規定ハ前2項ノ規定ノ適用ニ関シテハ之ヲ適用セズ

(滋賀県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第5条 滋賀県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年滋賀県条例第18号)の一部を次のように 改正する。

第11条第2号中「懲役または禁固の刑」を「拘禁刑」に改める。

(滋賀県砂防法施行条例の一部改正)

第6条 滋賀県砂防法施行条例(平成15年滋賀県条例第7号)の一部を次のように改正する。第 15条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(滋賀県立自然公園条例の一部改正)

第7条 滋賀県立自然公園条例(昭和40年滋賀県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第27条第3項第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第69条から第71条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(滋賀県公害防止条例の一部改正)

第8条 滋賀県公害防止条例 (昭和47年滋賀県条例第57号) の一部を次のように改正する。

第56条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第58条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め る。

第60条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部改正)

第9条 滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第17条の2第3号および第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第17条の3第1項第1号および第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第2章 経過措置

第1節 通則

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 第10条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされまたは改正前もしくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)または旧刑

法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役または禁錮はそれぞれその刑と長期および短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期および 短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第11条 拘禁刑または拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされまたは改正前もしくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第2節 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に伴う経過措置 (滋賀県職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 刑法等一部改正法および刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に 関する法律(令和4年法律第68号。以下「整理等法」という。)ならびにこの条例(以下これ らを「刑法等一部改正法等」という。)の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定め られている罪につき起訴をされた者は、第2条(第2号に係る部分に限る。)の規定による改 正後の滋賀県職員退職手当条例第13条第1項および第5項、第14条第1項(第1号に係る部分 に限る。)ならびに第17条第4項ならびに滋賀県職員退職手当条例第17条第3項の規定の適用 については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(滋賀県職員等の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第13条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている 罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の滋賀県職員等の給与等に関する条例 第20条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)および第3項(第3号に係る部分に限る。) (これらの規定を同条例第21条第5項、第26条第8項、第34条第2項、第34条の2第5項、第 37条第2項および第37条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用について は、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている 罪につき起訴をされた者は、第9条の規定による改正後の滋賀県公立学校職員の給与等に関す る条例第17条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)および第3項(第3号に係る部分に限 る。)(これらの規定を同条例第18条第5項、第23条第7項、第31条第2項、第31条の2第5 項、第35条第2項および第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用につ いては、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

第3節 その他

(経過措置の規則への委任)

第15条 この章に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

旧

第1条~第17条 省略

第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定 にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者 にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) • (2) 省略

- (3) 基準日前1箇月以内または基準日から当該基準日に対応する支給 日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、 その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処 せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を 受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職 期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの
- 第17条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
 - (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る

新

第1条~第17条 省略

第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定 にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者 にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) • (2) 省略

- (3) 基準日前1箇月以内または基準日から当該基準日に対応する支給 日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、 その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に 処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの
- 第17条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
 - (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る

犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟 法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを 除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない 場合

(2) 省略

2 省略

- 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為 に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかつた場合
- (2) (3) 省略

4~6 省略

第18条以下 省略

犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) 省略

2 省略

- 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為 に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合
 - (2) (3) 省略

4~6 省略

第18条以下 省略